

# 令和8年度 刈谷市民間住宅省エネ改修等 補助金



住宅の省エネ改修をされた方へ  
最大 **70万円** 支援

申請期間  
令和8年  
**12月28日**まで  
予算額に達した時点で受付を終了します

### 省エネ性能が低い住宅

- ・熱中症やヒートショックのリスクが高い
- ・建物外の暑さ寒さの影響を受けやすい
- ・冷暖房の効きが悪く冷暖房費がかさむ

### 省エネ改修



### 省エネ性能を高めると……

- <健康の維持>  
高断熱で自分や家族の命を守る！
- <快適性の向上>  
高断熱と日射遮蔽で夏も冬も快適に！
- <光熱費の削減>  
省エネ性能の向上で光熱費を削減！

## ▼ 対象となる改修工事例



開口部  
の断熱化

複層ガラス  
Low-Eガラス  
樹脂サッシ 等



躯体等  
の断熱化

屋根・外壁  
の断熱化 等



設備の効率化  
(照明、衛生設備、熱利用等)

LED照明、エコキュート、エコジョーズ  
エネファーム、高断熱浴槽、節湯水栓  
節水型トイレ、太陽熱利用システム 等

※開口部や躯体等の断熱化と併せて行うものに限る

詳細は裏面へ

## ▼ 補助制度の概要

### ① 補助対象者

刈谷市内に存する一戸建て住宅、長屋及び共同住宅の所有者

### ② 補助対象となる省エネ改修

- ・ 全体改修 改修後に住宅全体が省エネ基準又はZEH水準に相当することについてBELSなど第三者の評価・認証を受けているもの（取得予定を含む）
- ・ 部分改修 省エネ基準又はZEH水準に相当する部分的な省エネ改修のうち市が定めるものであって、複数の開口部の改修を含むもの

※ ZEH水準は、省エネ基準よりも高い省エネ性能を有する水準です。

### ③ 補助対象経費

- 1 省エネ診断に要する経費
- 2 省エネ設計・改修（開口部、躯体等の断熱化に係る工事及び設備の効率化に係る工事）に要する経費

※ 設備の効率化に係る工事は、開口部、躯体等の断熱化に係る工事と併せて行うものに限りません。

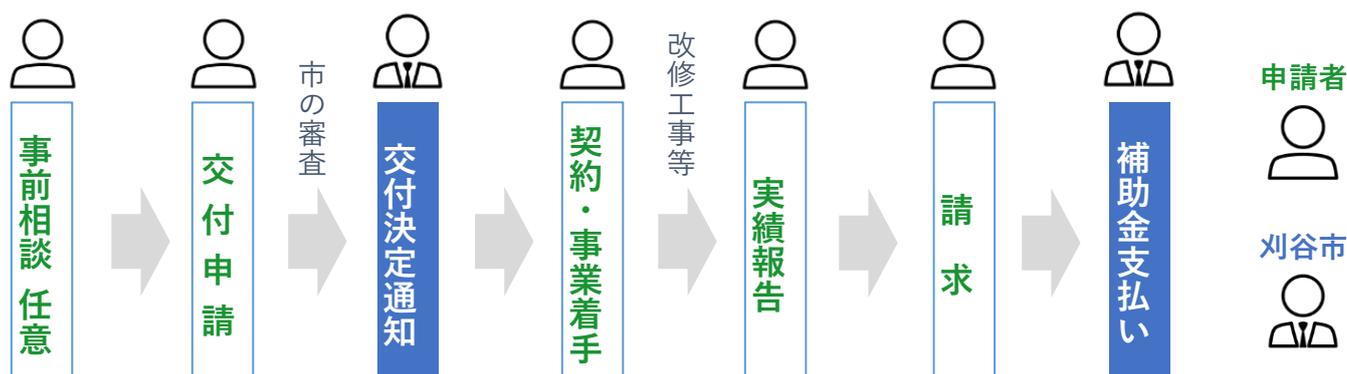
※ モデル工事費が設定された工事については、モデル工事費と実際の工事費を比較して低いほうの額で計算します。

※ 設備の効率化に係る工事に要する経費として計上できる額は、開口部、躯体等の断熱化に係る工事に要する経費の額を上限とします。

### ④ 補助率・補助上限額

事業区分	区分	補助率	補助上限額
(1) 省エネ診断		3分の2	120,000円/戸
(2) 省エネ設計・改修	省エネ基準	5分の2	300,000円/戸
	ZEH水準	5分の4	700,000円/戸

## ▼ 手続きの流れ



#### 注意点

- ・ 令和9年2月28日までに補助対象の事業を完了し、実績報告書を市に提出しなければなりません。
- ・ 国・県等が実施する他の補助制度については、当該補助制度が対象とする部分に係る経費を対象経費から除くことで併用できます。

詳しくはホームページをご確認ください

<https://www.city.kariya.lg.jp/kurashi/sumai/jyosei/1020054.html>

刈谷市民間住宅省エネ改修 🔍



お問い合わせ

刈谷市建設部建築課住生活係  
〒448-8501 刈谷市東陽町一丁目1番地  
TEL 0566-62-1021 FAX 0566-23-9331  
E-mail kenchiku@city.kariya.lg.jp